

電子化した株券の充用方法

商品先物取引では、有価証券を先物口座に預け入れ、担保として充用することが認められています。電子化した株券(上場株式等)を預けるには、当社のほかに**だいこう証券ビジネス** という会社に口座開設をし、当社を通じて預託します。**だいこう証券ビジネス**は、日本商品清算機構(JCCH)が定める商品取引の証拠金を一元的に管理する会社です。

「(株)だいこう証券ビジネス」は「受託契約準則」で定める「清算機構が指定する者」にあたります。



当資料の内容は平成21年8月1日現在の法令等に基づくものです。
今後制度変更等により内容が変更となる可能性もございます。

1. 充用有価証券の種類・銘柄と充用価格

国債		
(1)	利付国債	
	中期	額面金額の85%
	超長期・長期	額面金額の80%
(2)	政府短期証券・短期国債	額面金額の85%
(3)	割引国債	額面金額の75%
地方債		額面金額の85%
日本銀行出資証券		時価の85%
特殊債		額面金額の80%
社債		額面金額の65%
1部上場転換社債型新株予約権付社債		額面金額の50%
株券		
(1)	1部上場銘柄	時価の70%
(2)	2部上場銘柄、地方単独銘柄	時価の60%
(3)	ジャスダック銘柄	時価の50%
貸借信託受益証券		時価の70%
指定倉荷証券		時価の70%

平成 21 年 8 月 1 日現在

充用出来るのは、上記のうちで各商品取引所及び(株)日本商品清算機構が指定したものが、当社が認めるものに限定されます。(項目 2.参照)具体的な充用可能銘柄についてはお問い合わせください。

上記の充用価格の算出基準は、毎月 10 日とします。(休日の場合は順次繰上げます。)実施期間は、その月の 25 日から翌月の 24 日までです。ただし、時価が充用価格を下回ったときは、算出基準日以外であっても、充用価格に変更されることがあります。

2. 当社で取扱可能な有価証券

当社で充用取扱をする有価証券は下記のとおりです。

- ・ 株式
- ・ 株価指数連動型上場投資信託 (ETF - Exchange Traded Fund)
- ・ 指定倉荷証券・・・現物の券面そのものをお送りいただく充用方法に限ります。

株式利用で、「ほふり」制度を利用した場合、**本人名義の株式に限ります**。法人名義の場合、代表者名義の株式の預け入れには応じられませんので、必ず同名義の株式でお手続きください。

株式利用の場合、一部銘柄については充用可能な場合でも預け入れ株数に制限がある場合がございます。詳しくはお問い合わせください。

指定倉荷証券の充用は「ほふり」・「振替決済」制度の対象外です。預け入れについては別途ご相談ください。

商品取引所及び(株)日本商品清算機構が指定した有価証券ですが、当社で充用取扱をしていない有価証券は下記のとおりです。

- ⊗ 国債
- ⊗ 社債、地方債、特殊債
- ⊗ 貸付信託受益証
- ⊗ 1部上場転換社債型新株予約権付社債 (CB - Convertible Bond)
- ⊗ 日本銀行出資証券 (現物債)

3.だいこう証券ビジネス口座開設

お客様にはだいこう証券ビジネスに口座開設をしていただきます。
必要書類をお電話またはメールにてご請求ください。充用有価証券保管振替約款
および契約締結前交付書面をご確認のうえ、下記を当社までご返送ください。
当社からお送りする必要書類のほかにお客様自身で、ご本人確認書類 1 点をご用意ください。

特定口座開設を希望されるお客様

別途、必要書類がございますのであわせてご返送ください

▲ 特定口座について

- × 法人のお客様は特定口座の開設は出来ません。
- × 証券会社をまたいで「一般口座」から「特定口座」また、その逆の振替は出来ません。
- × 「特定口座・源泉徴収あり」を選択していただいても、当社を通じて充用株券を売却する場合、最終的に当社名義(一般口座上)での売却となり、売却益の源泉徴収がされませんのでご了承ください。

口座開設が完了次第「口座開設案内書」がお客様へ発送されます。

当社に書類が到着後、約 1 週間で口座開設の手続きが完了いたします。

4.差入方法

あらかじめ上記 の手順で口座開設をお済ませください。

証券会社に預けている株券を振替える場合

お客様が取引なさっている証券会社と当社に対し、おのこの書類を差し入れる必要があります。当社だけではなく、取引証券会社へも必要書類(保管上場株式等移管依頼書等の名称)をご請求のうえ、振替の指示を行ってください。

振替が完了しました

取引証券会社と当社双方に書類が到着次第 3~4 営業日で振替が完了します。振替完了はお客様の口座画面に直ちに反映され、売買報告書および売買計算書にてご報告いたします。

5.返戻方法

▲当社特定口座に預入をしている同一銘柄の一部のみを他社特定口座に振替返戻できません。例) 預入:ソニー1,000株 × 500株のみ返戻 1,000株全部返戻

当社への連絡

必要書類をお電話またはメールにてご請求いただき、当社までご返送ください。

2005年4月30日以前に預託した有価証券の場合 必要書類 「有価証券預り証」
…お客様の手元にございます。(裏面に日付・氏名・住所のご記入およびご捺印が必要)
万一紛失なされた場合は、「紛失届」という書類を送付いたしますのでご相談ください。

証券会社への連絡

返戻をしたい証券会社から必要書類を取り寄せ、当該証券会社へご提出ください。
書類の形式は証券会社によって異なりますので、お問い合わせは証券会社までお願いいたします。

だいこう証券ビジネスからの主な移管時必要情報(株券等)

証券会社名 「株だいこう証券ビジネス」

機構加入者コード 「1550162」

部支店名 「本社」

部店コード 「589」

所在地 「東京都中央区日本橋兜町」

お客様口座番号 だいこう証券ビジネスの口座開設時にお知らせした6桁の番号

お客様の加入者口座コード だいこう証券ビジネスからお知らせした21桁の番号

返戻が完了しました

双方に書類到着次第3~4営業日で返戻が完了します。完了後は、売買報告書および売買計算書にてご報告いたします。

6.売却(換価処分)方法

- ▲個人のお客様が、「特定口座・源泉徴収あり」を選択していただいても、当社を通じて充用株券を売却する場合、最終的に当社名義(一般口座上)での売却となり、売却益の**源泉徴収がされません**のでご注意ください。
- ▲商品取引員を介して行う充用有価証券の換価処分は、委託者による証券会社への売委託にはあたらないとされ、株式等の譲渡に係る**課税の特例は適用されません**のでご注意ください(次ページ参照)。
- ▲売却(成行のみ)出来るのは、提携している証券会社に振替が完了後(指示後3~4営業日後)となりますので思い通りのタイミングで売却できるとは限りません。
- ▲確実に売却する時以外は売却指示を承りません。(成行のみ、注文取消不可)
- ▲差引損金通算額(手仕舞いによる確定した損金)が発生し、その損金の埋合せを行う時、お預かりしている有価証券の換価処分(売却)の手続きを当社がとらせていただく場合がございます。その際は、必ず当社からあらかじめご連絡差しあげます。また、特にお客様からいただく書類はございません。
- ▲特定口座に預入をしている銘柄はその一部のみ売却することが出来ません。
例) 預入:ソニー1,000株 × 500株のみ売却 1,000株全部売却
- ▲証拠金預託区分「直接預託」を選択されたお客様は、当社を通じての一切の有価証券売却ができません。

当社への連絡

株券を売却する場合、だいこう証券ビジネスの口座上から、当社が提携している取次証券会社への振替作業が必要になります。

売却ご希望の旨をお電話でお申し出ください。

(下記ケース以外では特に必要書類はございません。)

2005年4月30日以前に預託した有価証券の場合 必要書類 「有価証券預り証」

…お客様の手元にあります。(裏面に日付・氏名・住所のご記入およびご捺印が必要)

万一紛失なされた場合は「紛失届」という書類を送付いたしますのでご相談ください。

当社からお客様への連絡

お客様からのご連絡をいただいてから、おおむね3~4営業日で売却が出来るようになります。売却可能になった時点で当社からご連絡を差しあげます。振替後、提携している取次証券会社で速やかに売却を行います。**振替完了当日の成行売却となり、指値・注文取消などは承ることができません。**

売却が完了しました

売却が出来次第、お客様に約定値段をご報告いたします。また、売却後、その代金を原則4営業日で当社のお客様口座に入金処理いたします。入金結果は売買報告書および売買計算書、売却内容の詳細は株式取引報告書にてご報告いたします。

充用有価証券(株式)の換価処分方法及びその課税について

取引証拠金充用有価証券として預託を受けた株式を、商品取引員が換価処分する場合の手續等につきまして、日本商品先物振興協会等からの指導を受け、当社では次のように取扱うことといたしましたので、ご承知おきください。

なお、取引証拠金充用有価証券を商品取引員において換価処分した場合の課税関係につきまして、上記関係団体を通じ、国税庁より説明がありましたので、念のため申し添えます。

当社における換価処分について

(1) 換価処分口座名

カネツ商事株式会社 取締役社長 若林 正俊 とします。

(2) 売付精算書の交付

証券会社から発行された精算書に、次の文言を記入・押印のうえ、お客様へ交付します。

この精算書は、弊社のお客様より委託証拠金としてお預りしている株式等を受託契約準則の規定に基づき、弊社取締役社長名義の口座において売却したものであり、実際の譲渡人は 様であることに相違ありません。

カネツ商事株式会社
代表取締役社長 若林 正俊

(3) 支払報告書等の提出

「株式等の譲渡の対価の支払報告書(充用有価証券等の換価処分関係)」をお客様ごとに作成し、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、日本橋税務署へ提出いたします。

国税庁の見解

委託証拠金充用有価証券(株式)の換価処分は、委託者による証券会社への売委託にはあたらないので、次のような株式等の譲渡に係る課税の特例を適用しない。

- ・ 上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例
(平成23年分までの特例として軽減税率10%の適用)
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例
(売却損失についての3年間の繰越控除)

7.Q & A

Q・株の振替など一連の手続きで手数料はかかりますか？

A 以下の通りです。

だいがう証券ビジネスの口座開設・維持手数料	無料	
当社からの出庫手数料	無料	
他証券会社からの入庫手数料	無料 取扱証券会社が徴収する出庫手数料は証券会社までお問い合わせください	
株売却手数料(上場株式・JASDAQ)	取次証券会社の手数料に準じます。約定代金が23万円に満たない場合は別途定めます。	
	100万円以下	約定代金の 1.1445%
	100万円超500万円以下	約定代金の 0.8295%+3,150円
	500万円超1000万円以下	約定代金の 0.6615%+11,550円
	1000万円超3000万円以下	約定代金の 0.4830%+29,400円
	3000万円超5000万円以下	約定代金の 0.2625%+95,550円
5000万超	226,800円	

平成 19 年 4 月 2 日現在 (規定変更される場合があります)

Q・だいがう証券の口座上で、株を買い付けしたり売却したり出来ますか？

A 申し訳ございませんが、だいがう証券ビジネスの口座上では、商品先物取引の充用有価証券の振替管理業務のみとなります。また、だいがう証券にかかわる書面のやり取りなどは当社を通して行っていただきます。

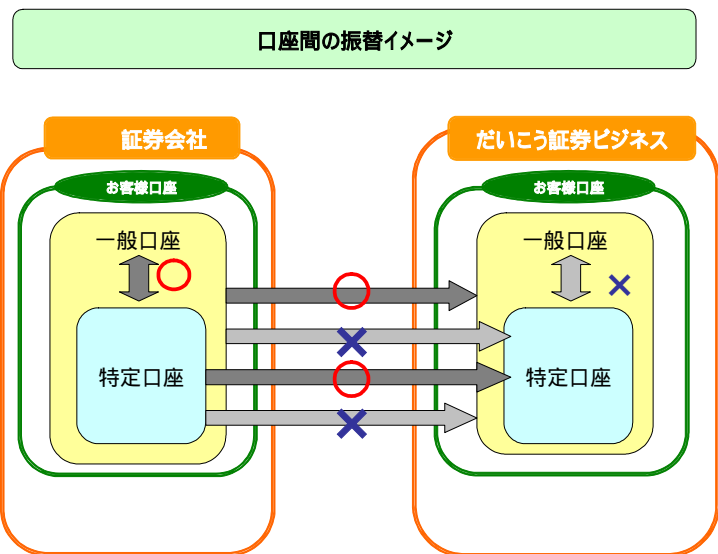
Q・取引中の証券会社で「一般口座」と「特定口座」双方に預かり株券をもっているのですが、どのように手続きしたらよいですか？

A 「一般口座」預かりの株券はだいがう証券ビジネスの「一般口座」へ、「特定口座」預かりの株券はだいがう証券ビジネスの「特定口座」へ振替することになります。当初「特定口座」を開設していない場合は、「特定口座」開設の必要書類をお取り寄せください。だいがう証券ビジネス上で「一般口座」「特定口座」の振替が出来ませんので、預託区分を変更したい場合は、取引証券会社内で「一般口座」「特定口座」の振替をすませたうえで、だいがう証券に預け入れるようお願いいたします。

例えば、お取引中の証券会社の「特定口座」で預かっている株券をだいがう証券ビジネスの「一般口座」に振替えた

い場合、証券会社の口座上で「一般口座」に振替をしてから、だいがう証券ビジネスへ振替のご指示をいただきますようお願いいたします。

右図は一般的な株券の振替のイメージ図(わかりやすくするため簡略化しています)です。お取引の証券会社により対応が違う場合がございますので、証券会社の口座内で振替が出来るかを事前に

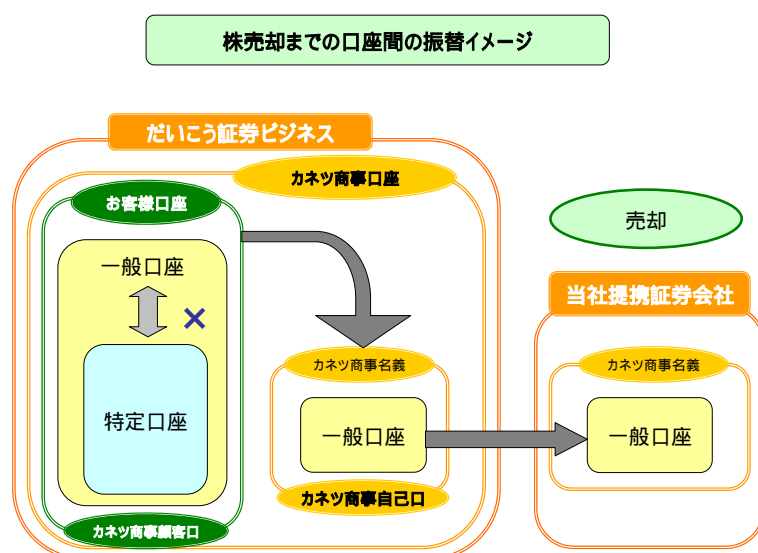


お確かめください。

Q・私は現在証券会社で「特定口座・源泉徴収あり」の口座で取引をしています。だいたいこう証券で特定口座を開いても、先物充用のまま売却すると源泉徴収されないのはどうしてですか？またどうすれば「源泉徴収あり」の対象になりますか？

A 当社を通して充用有価証券を売却する場合、最終的に当社名義の一般口座上での売却となるためです。(項目 3.参照)

ほふり利用での株売却は、おおまかに下記の流れをとります。まず、だいたいこう証券ビジネス内のお客様口座から当社の自己口に株を振替します。つづいて当社提携会社に振替をします。そこで当社名義の一般口座上での売却となります。制度上この点は致し方ございませんので、源泉徴収対象となる売却をご希望の場合、一旦お客様の取引証券会社に返戻したうえでの売却をお勧めいたします。なお、返戻による証拠金の不足等はお客様の勘定で対応をお願いいたします。なお、特定口座上の株券は預入の一部のみを売却することは出来ません。



Q・取次太郎・NEO(または通信取引)以外にカネツ商事の営業マンとの取引や他社での取引があります。だいたいこう証券には一度だけ口座開設をすればよいですか？

A 大変お手数ですが、商品取引員(商品先物取引業者)1社につき、一つの口座開設をしていただきますようお願いいたします。当社の営業担当者との取引がある場合、充用有価証券はだいたいこう証券内の同一口座で管理出来ますが、他の取引員の口座は別管理となるため、1社ごとに口座開設をいただきますようお願いいたします。

商品先物取引を行なうに際して

- 商品先物取引は、商品市場の相場変動や、その他の商品の価格または商品指数の変動によって、利益だけでなく損失も生ずるおそれがあります。
- 実際の取引金額は取引開始当初に預託する委託者当初証拠金額の約 10～40 倍もの金額であるため、取引の額が取引に必要な証拠金の額を上回る可能性があります。この特性から、大きな利益が生じる可能性がある一方で、損失が取引に必要な証拠金の額を上回るおそれもあります。
- 取引開始当初に預託する委託者当初証拠金額は 11,700 円～215,000 円です（1 枚あたり、いずれも商品により異なります）。取引に必要な証拠金はその後の相場変動によって追加の預託が必要になることがありますので十分ご注意ください。なお、その額は商品や相場の変動によって異なります。
- 取引に際しては手数料の支払いが必要で、その金額は 315 円～15,000 円です（1 枚あたり、いずれも商品により異なります）。

（平成 23 年 6 月 1 日現在）

【取引に関するご相談】

カネツお客様相談窓口：03-3669-6668

日本商品先物取引協会相談センター：03-3664-6243

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 9-4 日商協ビル

【当社企業情報の閲覧に関するお問い合わせ】

当社広報課：03-3662-0111（大代表）

日本商品先物取引協会ホームページでも閲覧できます。

お問合せは・・・

フリーダイヤル

 0120 - 60 - 8892 (サービス番号)

携帯からは



03 - 3661 - 0101 (サービス番号)

コールセンターサポートタイム

平日月曜日から金曜日の 8:00～20:00



<http://www.kanetsu.co.jp/>

商品先物取引業者

日本商品先物取引協会会員

(社)金融先物取引業協会会員

カネツ商事株式会社

平成22年6月1日版